4　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間　令和８年５月20日（水）～令和８年５月29日（金）
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和８年一級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
5　合格者の発表　令和８年12月14日（月）（予定）
6　その他
⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和８年１月１日現在において施行されているものとする。
⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和８年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和８年二級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和８年４月１日　　国土交通大臣　金子　恭之

1　受検資格　一級建築士又は二級建築士試験に合格した者
2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
11月13日（金）	午前10時から午後４時35分	考査	二級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間　令和８年７月８日（水）～令和８年７月17日（金）
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和８年二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
5　合格者の発表　令和９年３月15日（月）（予定）
6　その他
⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和８年１月１日現在において施行されているものとする。
⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和８年度における臭気判定士試験及び嗅覚（きゅう）検査の実施について

令和８年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

令和８年４月１日　　環境大臣　石原　宏高

1　令和８年度臭気判定士試験
⑴　試験を行う期日　令和８年11月29日（日曜日）
⑵　試験を行う場所　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県及び沖縄県
⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、令和８年７月21日（火曜日）から令和８年９月25日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160―0008　東京都新宿区四谷三栄町６番６号四谷MSビル４階　電話番号03（6233）9011）に提出すること。

2　令和８年度嗅覚検査
⑴　検査を行う期日　令和８年４月１日（水曜日）から令和９年３月31日（水曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日
⑵　検査を行う場所　北海道、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び鹿児島県
⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。
3　その他
⑴　臭気判定士試験及び嗅覚検査受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問合せは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。
⑵　臭気判定士試験及び嗅覚検査を行う場所については、天災等緊急時その他の事情により変更することがあるため、公益社団法人におい・かおり環境協会のウェブサイト（https://orea.or.jp）に掲載するので、適宜確認を行うこと。